

郵政省 電気通信局 電気通信事業部 業務課 御中

接続ルールの見直しに関する意見書

平成12年10月23日

東京都中央区八丁堀四丁目7番1号



日本テレコム株式会社

代表取締役社長 村上 春雄

目次

はじめに	P1
1 . 不可欠設備の範囲	P2 ~ P3
2 . 光ファイバのアンバンドルルールの在り方	P4 ~ P7
3 . 接続会計制度	P8
4 . 標準的接続期間	P9
5 . 専用線・局間専用線のLRIC導入について	P10
6 . NTT再編後の競争条件	P11
7 . 接続約款とユーザー約款のリリース時期について	P12
8 . 相互接続協定認可申請の廃止	P13
9 . 接続小委員会等の議事の公開	P14

はじめに

指定電気通信設備の定義に基づく「接続ルール」が導入されて以降、データ伝送サービス(IP等)の普及などの大きな環境の変化が起こっているととも、現行制度における問題点も明らかになってきており、ルールの見直しが必要であると認識しております。

電気通信事業法の附則に規定されておりましたが、今回このような形でルールの見直しのための意見聴取が行われたことに、深く感謝いたします。

しかしながら、今回の意見聴取は2週間と期限が短い(ホームページ掲載を基準にするとさらに短い)ことから、各社において十分な意見作成ができないものと想定されます。したがって、今回の意見聴取のみでルール見直しを終わらせることなく、十分に議論を尽くせない事項につきましては、来年度にわたって見直しを行っていただくことを要望します。また、今後の環境変更も確実であることから、定期的な見直しについても行っていただきたいと考えております。

つきましては、以下に弊社の各論としての意見を述べさせていただきますので、よろしくお取り計らい願います。

1. 不可欠設備の範囲等

《不可欠設備の範囲について》

【不可欠設備の範囲】

- ・平成8年12月19日付け「接続の基本的ルールの在り方について」答申において「加入者回線と一体として構成されるおおむね県域をカバーする設備」と定義
- ・役務の限定
平成9年12月24日郵政省告示第674号において、「音声伝送役務」及び「専用役務」に限定している。

【現状】

- ・最近のインターネット等の普及により、地域IPサービス等、非指定分野（「データ伝送役務」）のサービスが急速に拡大。
これらについては、ISMのように音声・専用と同設備を使用している場合であっても、不可欠設備にならないため、接続ルールの適用対象外になっている。

（例）東西NTTのフレッツISDN・フレッツオフィス提供開始に関して、本サービスについては不可欠設備の範囲では無いとして、「網機能提供計画の事前開示」及び「接続に必要な情報の提供」が十分に行われておらず、公正競争上問題である。

- ・データ伝送サービスにおいては、接続事業者はNTT地域会社のサービス開始後、自社の設備検討及びNTT地域会社との接続協議を行わなければならない、サービス開始時期が大きく遅れることとなる。また、現在の特別ルールが適用されないことから、アンバンドル単位での接続や料金は、事業者間の協議に委ねられることになり、迅速かつ低廉な接続がなされないものとする。

【要望】

- ・指定設備の範囲について、「データ伝送役務」を追加。

《移動体通信事業者の扱いについて》

【特定事業者（特別な接続ルールを適用していきべき事業者）の範囲】

（平成8年12月19日付け「接続の基本的ルールの在り方について」答申にて）

「一定の市場において加入者回線総数の50%を超える規模の加入者回線を有する事業者」と定義。

・NTTドコモについて

- ・市場シェア58.3%を占め、更にシェアを拡大（平成12年8月純増数の77.5%）ますます市場支配力が強まっていく事が懸念される。

市場支配力の乱用を防止する必要があるが、接続ルールの見直しにおける議論ではなく、現在郵政省にて議論を行っている「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方」の方で整理することが適当。

2. 光ファイバのアンバンドル化の在り方

【現状】

平成12年7月3日「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書」において、光化に向けた対応について、「加入者線の光ファイバ化について、全国整備完了を2005年への前倒し」する旨が述べられている。

そのような状況の中、既にDSLサービスを利用していたユーザーが、光ファイバ化に際しても同等のサービスへスムーズに移行できるようにするために、光ファイバのアンバンドル化を速やかに行う必要がある。

《平成12年7月3日「高速デジタルアクセス技術に関する研究会報告書」において》
第5章第2節

(3) (B) 光化後のアンバンドル化の速やかな実施

利用者利便の維持の観点から、既にDSLサービスを利用していたユーザに対し、コストや通信品質等の面においてDSLサービスと同等以上の光ファイバによるサービスへ円滑に移行できるようにすることが必要である。

そのためには、加入者線が光ファイバ化された後も、接続ルールに基づき、光ファイバのアンバンドルを速やかに実施し、接続事業者がDSLサービスと同等以上のサービスをユーザに提供できるようにすることが必要である。

加入者線の光ファイバ化に伴い、メタル線を撤去しなければならない場合に備え、光ファイバ網のアンバンドル（芯線単位、波長単位等）の実現に向けて検討の場を設けるべきである。

【要望】

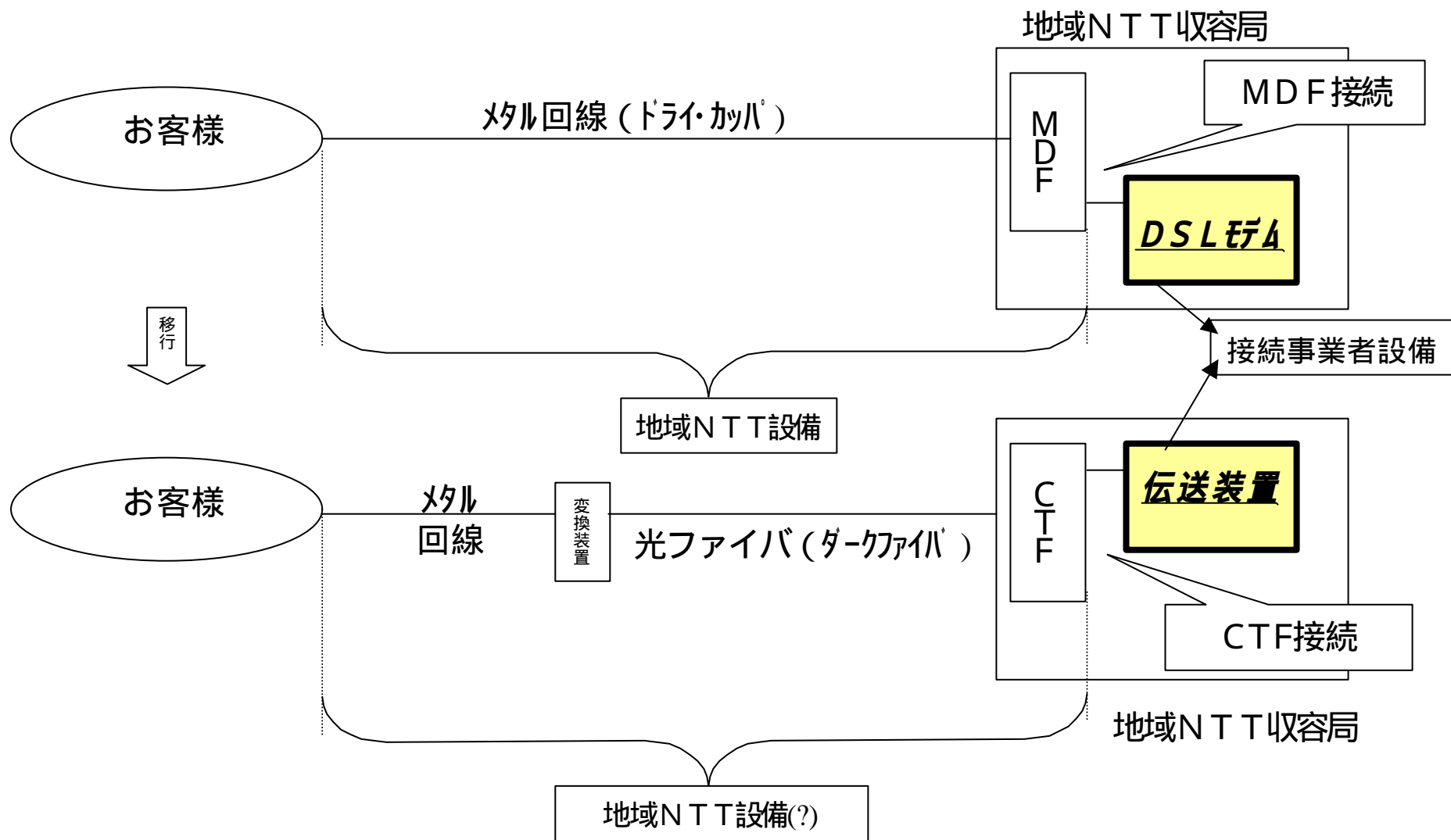
- ・光ファイバのアンバンドル化に伴う標準的接続箇所の追加等、省令改正を行う事を要望。

【加入者線の光ファイバ化に関する留意点】

- ・光ファイバを必須とする高速伝送サービス等の需要が少ない段階(*1)で、積極的に光化を推進した場合、その投資は短期的にはコスト回収のできない過剰投資になる可能性がある。((*1) 例：ユーザーが電話のみ利用している場合)
- ・このような過剰投資は、結果的にユーザー料金及び接続料金（端末回線伝送料）の値上げにつながる可能性がある。

光化の投資については、ユーザー料金等への影響を考慮しつつ行う必要があると考える。

<DSLサービスの光ファイバ化>

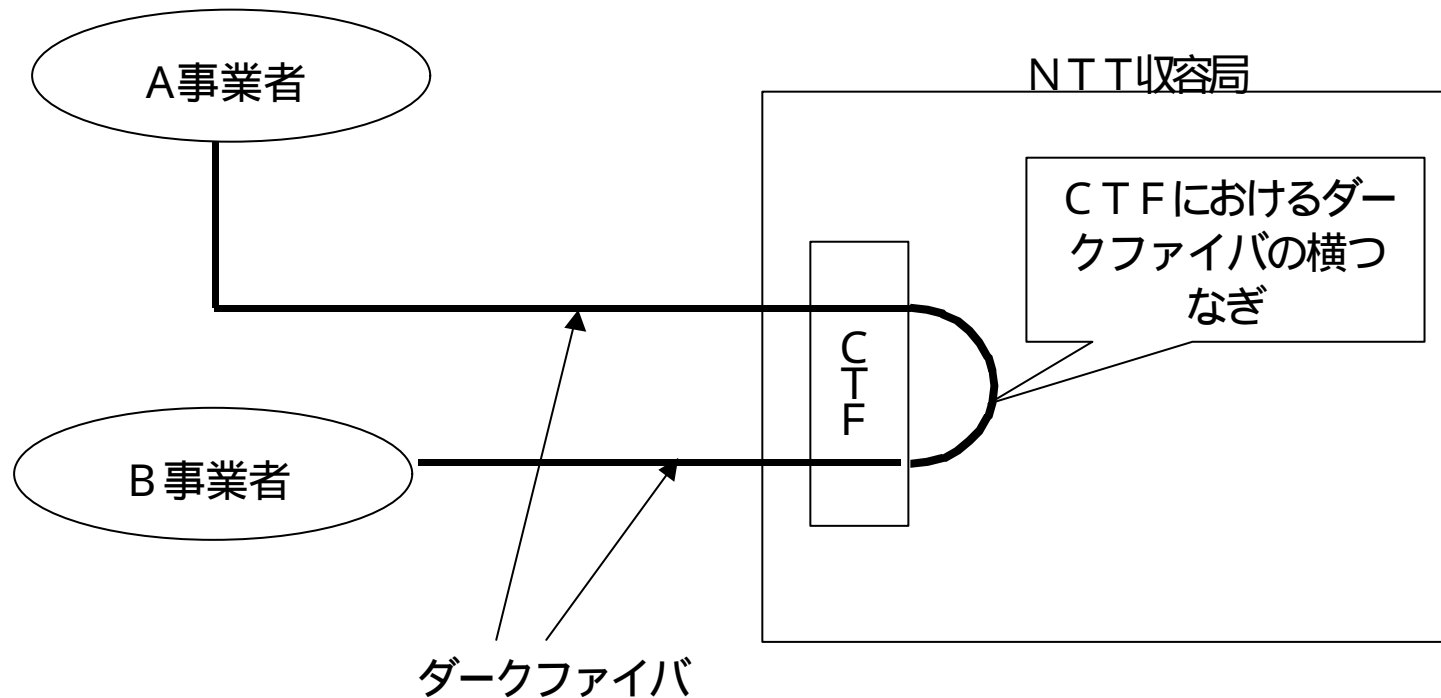


接続事業者が同等のサービスを提供するために、CTF接続によるダークファイバの利用とともに、配線部分のメタル回線および光 - メタル変換装置の設置者・利用形態について議論が必要

さらに、CTFにおける横つなぎを可能とすることを要望。これにより、接続事業者のネットワークの柔軟な構築が促進される。

<ダークファイバの横つなぎの例>

下記の接続が可能となった場合、A事業者 - B事業者間において、接続用伝送路の構築が容易となる上、伝送容量の変更の際、地域NTTの稼働は不要となる。



3. 接続会計制度

【現状】

- ・東西NTTの会計を「指定設備管理部門」と「利用部門」に区別
その後 H10年度接続会計結果が始めて公表され、「指定設備管理部門=黒字」、「利用部門=赤字」の結果となるが、結果に対する措置が全く行われていないのが現状。

ボトルネック設備を有する東西NTTが、小売り市場においてその支配力を行使する事は公正競争上問題である。

【要望】

- ・東西NTTの経営及び料金設定の妥当性についてのモニタリングを行うべき。

具体的には、ユーザー料金と相互接続料金の関係について、「ユーザー料金 接続料金 + 小売りコスト」を検証するような、チェック機能を設ける必要があると考える。

4. 標準的接続期間

【現状】

- ・「相互接続点調査申込」及び「事前調査」の提出後の処理期間が定められているものの、実際の運用においては、申込提出前の事前調整に多くの時間を要している。現在、この期間については全く制限がない。

《列》東西NTT社内事前審査の期間（相互接続点調査の場合）

* 新規装置導入の場合 4ヵ月程度

* 導入実績のある装置,東西NTT仕様の装置 1ヵ月程度

【要望】

この「事前審査期間」に関しては、「相互接続点調査」・「事前調査」に含めて行われるよう、明確に接続約款に規定するべく省令を改定し、期間も現状より短縮したものを設定すべき。

5. 専用線・局間専用線のLRIC導入

【長期増分費用方式の導入の範囲】（平成12年8月31日「長期増分費用方式の導入に関する省令改正案」にて）

GC階梯以上の電話サービスに限定。

専用サービス（交換伝送機能）や局間専用線（中継伝送機能・専用型、交換伝送機能）は適用対象外となっている。

【専用サービスについて】

現在の長期増分費用モデル作成後、エンドエンド料金化・アクセスチャージ化が行われたこと、及び、接続料金がユーザー料金を上回る例もあり、中継サービスにかかる接続料金の低廉化が必要。

【局間専用線（中継伝送機能・専用型）について】

GC接続のために利用している現在の料金が非常に高額なことに加え、長期増分費用方式の対象となった中継伝送機能・共用型との料金格差が大きいことから、各社のGC接続の意味がなくなる恐れがある。これにより、東西NTT及び接続事業者双方にGC接続取りやめに関する変更費用が発生することになり、その結果はユーザー料金に反映されることになってしまう。

よって、専用サービス並びに局間専用線についても、モデル作成を行い、早急に長期増分費用方式を導入することが必要と考える。

6. NTT再編後の競争条件

【現状】

- ・NTT再編成後の実施計画の進捗状況については、継続的にレビューを行うことになっていたが1年経過した現在まで、結果が公表されていない。
- ・NTTコミュニケーションズの設備が、地域NTTの建物に収容されている場合（逆のパターンも含む）があり、又、専用ノード装置を共有している箇所もある等、他の接続事業者と比較して接続形態が有利な場合が想定される。

【要望】

NTT再編成後の実施計画の進捗状況及びNTT地域 - 長距離間の取引条件等については、パブリックコメント方式を用いて早急にレビューを行い、その結果を基に議論を行うべき。

7. 接続約款とユーザー約款の改定・申請時期について

【現状】

- ・ATM600Mb/sサービスの品目追加に関して(平成12年5月)
NTT東西地域会社のユーザー約款と接続約款を同時期に申請。

ユーザー約款と同時期に申請した場合、接続約款は認可手続き(意見聴取等)に期間を要することから、NTTユーザー向けサービスの提供よりも接続開始時期が遅れる事態となる。

新規サービスにおいて提供開始時期は重要な問題であり、インターフェースの技術的条件については、省令に基づく規定の期間前での開示が義務づけられているにも関わらず、このようにNTT地域会社と接続事業者でサービス開始時期が異なってしまう事は競争上問題である。

【要望】

- ・今後のサービスについては、接続事業者がNTT地域会社と同時期に接続開始ができるよう、接続約款申請を前倒しすることを省令によって義務づけるべき。

8. 相互接続協定認可制の届出化

【現状】

- ・市場支配力のない事業者間の相互接続協定においても、東西NTT(接続約款に基づかない場合)と同様、認可申請の義務が課されている。

【要望】

- ・非支配的事業者間の接続条件は、当事者間の自由な協議により決定されることが基本であり、認可を必要とする理由はない。
- ・相互接続協定の認可制を届出制へ。
市場支配力のない事業者に対しては、認可の必要なし。

9. 接続小委員会等の議事の公開について

【現状】

- ・ 接続小委員会の議事について、公開ルールが定められていない。
- ・ 「IT革命を推進するため電気通信事業における競争政策の在り方についての特別部会」では、公開ルールが定められている。
(公開方法：審議会室における一般への公開, 郵政省ホームページへの掲載)

【要望】

- ・ 接続ルールは、電気通信産業全体の重大な問題であり、その策定にあたっては、透明性を確保することが必要。
- ・ 接続小委員会の議事および議事録の公開を要望。